

こうち奨学金返還支援制度 よくある質問

Q 1 （登録の期間について）

内定をもらう前に事前登録が必要ですが、「内定」とはどのような状態のことですか。

事前登録は、高知で就職しようかどうか迷っている方にできるだけ高知県の企業に目を向けてもらいたいという主旨で行うものです。本制度の内定は企業と学生等との間で当該企業において就職することの意思確認を行った状態をいいます。

Q 2 （支援を受けるための条件について）

内定前に登録をして、高知県内の企業に内定しました。奨学金返還支援を受けることができますか。

当制度は企業と県が協働で行うものになります。支援を受けるための前提として、内定を受けた企業が登録企業であることが必要です。また、企業毎に支援対象者数の上限人数が割り当てられますので、その割り当ての範囲内での支援となります。

Q 3 （離職した場合の取り扱いについて）

退職し高知県内の別の事業所に再就職しました。奨学金の返還支援はどうなりますか。

支援金の半分は勤務先企業に負担してもらっていることから、支援対象者が離職した場合、支援は打ち切りになります。

Q 4 （他の奨学金返還支援制度との併用について）

市町村が独自で行っている奨学金返還支援制度との併用は可能ですか。

可能です。ただし、返還支援額が返還額を超えないようにする必要がありますので、他の支援制度で受け取る額を確認させていただきます。

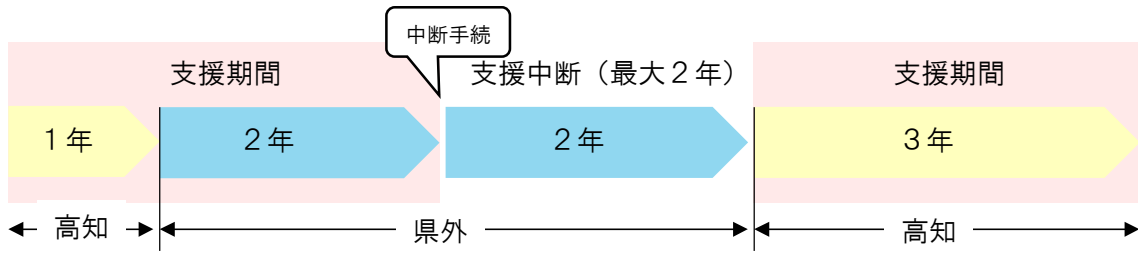
Q 5 （県外勤務について）

県外勤務についての考え方について教えてください。

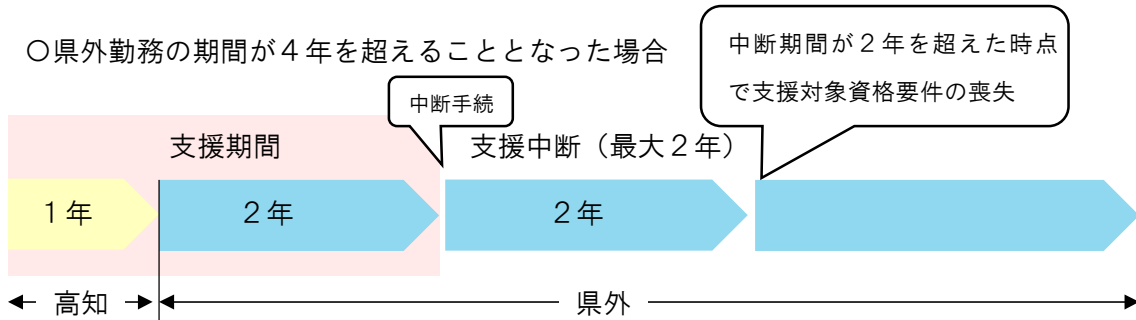
高知県に定着する人材を確保するため、支援期間6年のうち半分を超える4年間は高知県に居住してもらう必要がありますが、キャリア形成に配慮して県外勤務の場合でも2年間は支援を継続します。

県外勤務の期間が2年間を超える場合は認定期間の中断の手続きをとることで、最大2年まで支援を中断することができます。

○県外勤務の期間が4年で満了した場合



○県外勤務の期間が4年を超えることとなった場合



Q 6 (休業について)

育児や介護、その他の理由により休業する場合の取り扱いはどうなりますか。

Q 5 の県外勤務についての考え方と同様になります。

Q 7 (支援対象について)

高知県内在住の既卒者ですが支援の対象に含まれていないのはどうしてですか。

本制度は、若者の県内企業等への就職・定着の促進を図ることのほか、県内の若年者人口の増加を大きな目的としています。県外在住の既卒者のU・Iターンを積極的に促すため、既卒者については「県外居住」を要件としています。